
令和6年 第4回 日之影町議会定例会会議録 (第3日)

令和6年12月12日 (木曜日)

議事日程 (第3号)

令和6年12月12日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第53号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第54号 日之影町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第55号 令和6年度日之影町一般会計補正予算 (第6号)
- 日程第4 議案第56号 令和6年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第5 議案第57号 令和6年度日之影町介護保険特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第6 議案第58号 令和6年度日之影町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第7 議案第59号 令和6年度日之影町簡易水道事業会計補正予算 (第2号)
- 日程第8 議案第60号 令和6年度日之影町農業集落排水事業会計補正予算 (第1号)
- 日程第9 議案第61号 日之影町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第62号 町長、副町長及び教育長給与条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第63号 日之影町議会の議員の議員報酬費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第64号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第65号 令和6年度日之影町一般会計補正予算 (第7号)
- 日程第14 議案第66号 令和6年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第4号)
- 日程第15 議案第67号 令和6年度日之影町介護保険特別会計補正予算 (第4号)
- 日程第16 議案第68号 令和6年度日之影町農業集落排水事業会計補正予算 (第2号)
- 日程第17 中央地区活性化特別委員会中間報告
- 日程第18 発議第6号 税制改正に伴う地方財源の確保に対する配慮を求める意見書 (案)
- 日程第19 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第20 議員派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第53号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第54号 日之影町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

- 日程第3 議案第55号 令和6年度日之影町一般会計補正予算（第6号）
日程第4 議案第56号 令和6年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第5 議案第57号 令和6年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第6 議案第58号 令和6年度日之影町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第7 議案第59号 令和6年度日之影町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
日程第8 議案第60号 令和6年度日之影町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
日程第9 議案第61号 日之影町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第10 議案第62号 町長、副町長及び教育長給与条例の一部を改正する条例
日程第11 議案第63号 日之影町議会の議員の議員報酬費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
日程第12 議案第64号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第13 議案第65号 令和6年度日之影町一般会計補正予算（第7号）
日程第14 議案第66号 令和6年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第15 議案第67号 令和6年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第16 議案第68号 令和6年度日之影町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）
日程第17 中央地区活性化特別委員会中間報告
日程第18 発議第6号 税制改正に伴う地方財源の確保に対する配慮を求める意見書（案）
日程第19 閉会中の継続調査の申し出について
日程第20 議員派遣について

出席議員（8名）

1番	久保 優一君	2番	高舘 英嗣君
3番	小川 輝久君	5番	一水 輝明君
6番	河野 學君	7番	甲斐 徳仁君
8番	小谷 幸治君	9番	甲斐 睦彦君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	佐藤 貢君	副町長	……………	甲斐 敏弘君
教育長	……………	橋本 範憲君	総務課長	……………	工藤 富士君
地域振興課長	……………	関 雅人君	会計管理者	……………	津隈 富美君
町民福祉課長	……………	押方 誠君	税務課長	……………	福川 勝志君
農林振興課長	……………	平川 誠二君	建設課長	……………	春田 直人君
保健センター所長	………	甲斐 康弘君	教育次長	……………	平川 浩二君
代表監査委員	……………	富士本浩一郎君			

午前10時00分開議

○議長(甲斐 睦彦君) おはようございます。これから本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第53号

○議長(甲斐 睦彦君) 日程第1、議案第53号公の施設に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、これから質疑を行います。久保議員。

○議員(1番 久保 優一君) それでは、質問させていただきます。

今回の議案の中で、正式名称日之影町コミュニティセンターということですが、愛称の募集をなさっていたということなんですけど、今のところ応募状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長(甲斐 睦彦君) 地域振興課長。

○地域振興課長(関 雅人君) 愛称の募集につきましては、日之影小学校の児童に募集をするということで協議会の中でお話をしたわけですが、現在のところまだ具体的な愛称という形で出てきてはおりません。

今度12月23日に第3回の中央地区活性化協議会を行いますので、またそのときに改めてその件につきましては議題として上げまして、取りあえず愛称というのは、取り急ぎまだ定める必要はないと思っておりますので、また出てきた、幾つか出てくることは予想されますから、その中からまたじっくりと選考をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(甲斐 睦彦君) ほかありませんか。高館英嗣君。

○議員(2番 高館 英嗣君) それでは、条例制定改正に当たりまして、産業の振興と住民福祉

の増進を図るための施設ということで記載されるようですが、今のところこう、決まっているこういった施設に、ここにうたってある施設に対して今のところ何かこういうことをしたいと、こういうことが決まっているということがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） 産業の振興と住民の福祉というところでございます。福祉の増進というところでございますが、広くこのコミュニティセンターにつきましては、場所は中央地区にはございますけれども、広く町民の皆様、そして中央地区の住民の方のもとより、町民の皆様、そして町外から訪れて来られる観光目的とか、お仕事目的とか、そういった方々が気軽にお立ち寄りのできる施設として、気軽に交流できる施設としてコミュニティセンターという名称で提案させていただいておりますが、施設の中にはテナントを3か所置いたり、後は地域交流スペースだとか、外が眺められる眺望テラスとか、そういったものも整備をしております。

南側には竹細工資料館を新設しまして、文化とそういった交流、そういったものができるような形で整備をしたところでございます。

現在のところ、もう竹細工資料館のほうは既にほとんどの展示品が、旧資料館から新館のほうへ移されてはおりますが、それ以外のテナントとかに関しましては、現在1社応募がございまして、あと2社ほどですね、今ウェブ等での面談をしているような状況でございます。

そのあたりがスムーズに合意形成がなされれば、そういったところの事業者さんがテナントのほうに入ることが予想されておりますので、そのような形で現在進めてございます。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） 文化と交流という言葉が出てきましたが、交流についてあの建物自体は飲食が可能であるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） あの建物の1階スペースに、軽食、飲み物の自動販売機をそれぞれ1台ずつ置くというようなことにしております。

中央地区活性化協議会の議論の中で、そういったものを置いてほしいという要望もございましたので、そういった軽食程度の食べ物、飲み物というのは、施設内で自由に取れると。主に地域交流スペース辺りとか眺望テラス辺りで、そういったものが取れるのかなというふうに想定はしているところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） ただいまの関連をさせていただきたいというふうに思いますけれ

ども、1階のほうに簡単な軽食、飲み物というふうな今話がありましたけれども、高千穂の広域消防のですね、入り口、入って左に自販機があるんですけれども、これうどんとかですよ、いいなと思いながらいつも行くと見るんですよ。そういうのをひとつ参考にされて、直近にありますので1回あれを見られて、また事務局のほうがどこの業者さんというのはすぐ分かるでしょうから、なかなかいい感じの自販機があります。

そういうものの設置を検討されたら、地域の方々も含めて、あそこを利用される方が非常に助かるのかなというふうに思っておりますので、また担当課のほうでそこらあたりをしっかりとリサーチをしていただきたいなというふうに思いますが、課長どうですか。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） 私のほうでその広域行政事務組合消防本部の自販機のほうはちょっと見ておりませんので、ちょっと、詳しいお答えはできませんが、今後そういったところ、それ以外の施設とかも見させていただきながら、またそこ施設を利用される方々の御意見も十分に聞き取りながら、自動販売機につきましてはまたそういった形でも検討も視野に入れて考えていきたいなというふうには思っております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第1、議案第53号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第54号

○議長（甲斐 睦彦君） 日程第2、議案第54号日之影町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とし、これから質疑を行います。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） それでは質問させていただきます。

テナント1、テナント2、3、3万円以内、それぞれ5万円以内となっておりますが、実質貸し出すときは3万円以内となっておりますが、5万円以内となっておりますが、幾らの金額になるのかお伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） お答えをいたします。

テナントにつきましては現在公募をしております、その公募要領の中では、テナント1ですね、1階部分のテナント1につきましては、税別で月額2万円ということで要領を作成して公募をしております。

2階のテナント2及び3につきましては、月額税別で3万6,000円ということで公募をしている状況でございます。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかありませんか。高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） 関連をさせていただきます。

今公募している金額と、この3万円以内と5万円以内という額の差は何なんでしょうか。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） お答えいたします。

具体的に条例の中で幾らというふうに定めることもできると思うんですけども、例えば道の駅に入っております観光協会ですね、あちらも月額4万円以内という形で設定しております。

そのほかでも日之影キャンプ村の料金設定とかも、そういうふうに幾ら以内という形でさせていただいているんですが、今後もまたそういった経済情勢の変動だとか、物価高騰等も考えまして、家賃のほう引き上げざるを得ないというような場合も出てくるかもしれませんので、そういった形でその都度その都度条例改正をしていくことよりも、大きくこういう形で3万円以内、5万円以内というふうにごく大枠をちょっと設定させていただいたほうが、柔軟に対応できるのかなということで、このような形で条例の改正の提案をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） 経済情勢も確かに関係はしてくると思うんですが、実際家賃を現状の家賃から上げていくとなると、今度は逆に交渉するときに大変なんじゃないかなという気がしていますが、その点はどうお考えですか。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） すぐすぐこう上げるという形は考えてはおりませんが、現在

この公募に関して、複数の企業さんとやはりこれまで面談してきた中で、家賃の話になったところ、やはり安いと、この金額でいいんでしょうかというような御意見をたくさんいただいております。

ですので、都市部に構えていらっしゃる事業さんとかは、もっと高い家賃で当然お仕事とかされていると思いますので、逆に安いけど大丈夫ですかという意見をいただいておりますのが実情でございます。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかありませんか。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） それでは、日之影町竹細工資料館の入館料に関してお伺いいたします。

高校生以上1人200円、小中学生が100円となっており、未就学時は無料とするとなっておりますが、全協が終わって10日の説明で、「ただし町内小中学校が学校での共同学習等は免除」というただし書がありました。そのとおりでよろしいでしょうか。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） 先日の特別委員会の中で、そのような形で説明をさせていただきましたが、あくまでも免除の方向で現在検討をしているということで御理解いただきたいと思っております。

現行の使用料手数料条例の第6条に減免の規定がございますので、そちらの条文を活用しながら、そういった集団で学習をする場合とかは、免除の方向で持っていけるよう事務局としては整理をしていくということでございます。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） ただいまの関連をさせていただきたいというふうに思います。

これも全員協議会の場におきまして、小中学生等についての扱い、手数料の協議をしたやに記憶しておりますけれども、今説明がありますように、そういう方向でということでもあります。

ぜひそういう方向でやってほしいなど。やっぱりこれは教育長にちょっとお尋ねをしたいわけですが、私ども10日の日に改めて木造できれいに仕上がった研修館、このコミュニティセンターを見せていただきました。改めてあの場所で故・廣島一夫さんの作品、その他もろもろ展示をしてあったわけですが、懐かしいやら、まあ、我々の年代からしたら、懐かしいということ、ああという思いがありました。

今小学生とか中学生の皆さん方は、恐らくこれは何するもんじゃろうかという、そういうふうな思いだろうと思うんですね。しかしながら、日之影町はこういう名工がいて、これが本当に

根づいて農家には、あるいはそれぞれの家にはこういうものが暮らしとして、なりわいとしてあったんですと。

これぜひ教育長、学校の教育でですよ、子供さんたちには見てもらいたいなど。そして、こういう誇れる文化がこの町にもあるというのを知ってほしいなど、そういうふうに思うんですよね。いかがでしょう。

○議長（甲斐 睦彦君） 教育長。

○教育長（橋本 範憲君） ありがとうございます。もうおっしゃるとおりで、現在3・4年生が使っている社会科の、これ日之影町がつくるやつですから、その中に副読本があるんですけど、その中に日之影町のこういった文化等もちゃんと、歴史等も入っておりますんで、見学もしたりとか、また5年生の宿泊学習で竹細工資料館に入ったりとか計画的にやっておりますので、おっしゃるとおり、ちょうどまたこのコミュニティセンターは今校長先生方をお願いしているのが、来年度遠足とか校外学習で大いに使ってほしいというのは伝えてありますので、その中の一環としてこういった竹細工資料館も併せて見られるというのは、非常にありがたいなど逆に思っておりますので、有効に活用させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかありませんか。河野學君。

○議員（6番 河野 學君） 竹細工資料館が出ておりますので、関連でお伺いしますが、竹細工資料館を見学、視察に来てですね、もしああいう竹細工に興味のある趣味のある方がいて、「これが欲しいっちゃけどつくってもらえるか、もらえないですかね」とかいう希望があった場合は、対応がでくるのかできないかを伺います。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） 現時点では、そのような対応というか、については詳しくは私たちも考えておりませんが、来られたお客様が観光協会さんを通じてそういった御意見があるということで、竹細工保存会が町内にございますから、その保存会のほうにまた情報としてお渡しをして、保存会のメンバーの方々ももしかしたらつくられて、有償で提供されるというようなことは考えられるのかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） よろしいですか。小川輝久君。

○議員（3番 小川 輝久君） それでは、関連でございしますが、この入館料あるいはそういった申込み、そういったものの扱い事務というのはどこに依頼をされるのか。

例えば、このように新しくリニューアルをしたこの建物も含めて、やっぱり町内外から注目をされるんじゃないかと思いますが、飛び込みで来られたお客様たちに対しての申込み、あるいは入館料の徴収事務、そういったものをどこが担うのか教えていただきたいと思います。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

現在あの施設につきましては、令和4年度から指定管理者制度を活用して、日之影町の観光協会のほうにお願いしているところでございます。

それに併せても、令和8年までに5年間という契約が継続しておりますので、その中でその取扱い、事務的なものは基本的にはお願いしようと思っているところでございます。

ただ、本日議会終了後、こういった内容を踏まえて協議の場を設けるということで整理しておりますので、原則管理者制度を維持していきながら、観光協会のほうにお願いしたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 小川輝久君。

○議員（3番 小川 輝久君） 観光協会ということで、それは分かりましたが、町中案内所の方々が今までの竹細工資料館等は鍵を開けて見せたりしていらっしゃったような記憶もあるんですが、この竹細工等々の説明もですね、併せてできるような体制をつくっていただくとありがたいなというふうに思っておりますが、いかがですか。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） 来られた来場者の皆様に、そういった適切な説明ができるように、またこちらとしても指導を促していきたいなというふうに考えております。ありがとうございます。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） それでは、関連ではございませんが、個室型作業スペースの1時間200円について、この算定基準と、こういった対象の方々が使用になる予定でこの金額の設定にしているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） 個室型作業スペースの時間単価200円につきましては、まず会議室の使用料にちょっと着目をしまして、4時間以内1,200円、4時間を超え8時間以内は2,400円ということで、これは町民ホール、多目的ホール等に準ずるという形になっておりますけれども、時間フルに使った場合は時間300円という形で会議室は使うことになります。

それを基準にしまして、個室型作業スペースはその会議室よりも低い金額でいいんじゃないかというところで設定しまして、200円ということでさせていただきました。

利用される方々は、例えば一人で個室に入ってパソコンとかタブレット等々を使ってオンラインでお仕事をされる方々、そういった方々のスペースとして想定をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 高館英嗣君。

○議員（２番 高館 英嗣君） 借りにですよ、このテナント２とか３に仮にですけど、そういった会社の方が入られたときに、もしこの個室スペースを使いたいと言ったときには、また別途料金が発生してくるということによろしいですか。

あとまたWi-Fi使用料も一緒に込みでのこの２００円という設定でよろしいのか、お伺いしたいと思います。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） テナントに入られた事業者様が、個室作業スペースも使いたいということを申し出るのであれば、またそこは臨機応変に対応できるかなと思います。そのときは時間当たり２００円を別途徴収するということになります。

Wi-Fiにつきましても、この２００円の中に入っております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかありませんか。久保優一君。

○議員（１番 久保 優一君） 関連です。これは作業スペースを貸し出す際に、こういうパソコン、タブレットなどの作業と明記されるのかどうか。

例えば、少し工作したいという方がいらっしゃることもあるかなと思うんですけども、具体的には日之影町はアユの町、毛針がはやっているので、現在その仕掛けを組んだりするのに車の中でやられていて、ちょっとやりづらいという方の話を聞くんですけど、そういった方が要望を上げてきた場合に、やはり工作なんかをこのスペースでやると汚れると思いますんで、管理が大変になるので、この個室型作業スペースにおいてはパソコン、タブレットなど、あと事務作業などに限定して明記しておいたほうがいいのではないかなと思いますが、そのところをお伺いたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） ありがとうございます。おっしゃいますように、ここでいろんな作業とかをすると確かに汚れてしまうということも考えられますので、またこのスペースとかの利用基準というか、規約といいますか、そういったものも事務局として定めて、また中央地区活性化協議会の中でお諮りをして決めていきたいなというふうに考えております。ありがとうございます。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（７番 甲斐 徳仁君） この仮称コミュニティセンターのパンフレットですね、オープンがもう明けて、というような流れになるわけですけども、これは今現在進んでいるんでしょう

かね、パンフ作成は。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） はい。パンフレットの案につきましては、先日の中央地区活性化特別委員会の中で委員の皆様にお示しをさせていただいたところでございます。現在もう素案はほぼ固まっております、あとパンフの一番最後の部分ですかね、事業費とかを入れるところがございますけれども、そういったところに必要な数字とかを入れましたら完成をし、後はそれを印刷するというところで準備はできております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） 先ほど小川議員のほうからお話がありました竹細工資料館等について、さらにお尋ねしたいなというふうに思いますけれども、あれは要所所で展示品といいですか、竹細工に対する説明みたいなものがあつたらいいんじゃないですか。

これは結局どういう利用目的のために、どういうふうに使っていたというやつを、我々は見れば分かりますけれども、子供さんとか町外からもし来られた方々が、当然質問されるだろうと思います、観光協会さんのほうに。観光協会さんのほうが逐一对応できればいいんですけれども、なかなかそこあたりがあるので、そういう考えはないのか、そこあたりは当然想定しておられるのか、そこ確認をさせてください。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） 竹細工のその説明ですけれども、展示品の前に、この竹細工は名称が書かれているプレートを置いています。その下に使用用途だとか、こういうふうに使われていたということを簡単ではあるんですけれども、そういったプレートは準備してございます。

それでもちょっと分からないという場合には、個別にまた聞くなり、そういったところでの対応になるかなとは思っております。

また、これ竹細工資料館につきましても、よりよい方向でやっぱり活用していくという、多くの方々に見ていただくというのが大きな目的でございますので、そういった展示品の説明のあり方というものも、また今後竹細工保存会のメンバーの方々だとか、いろんな関係の方々とお意見を伺いながら、そういった説明のやり方といたしますか、そういったものを検討してまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 河野學君。

○議員（6番 河野 學君） もう一点だけ、この前10日に行ったときに、現代の名工、廣島一夫さんの大きな写真のパネルがありましたけれども、ここにテレビを1台置いてですよ、廣島一夫さんの作業をしている様子とかが、DVDが日之影町にも数点あると思いますが、見物人が

いないときは流す必要はないけど、お客さんが来られたときはテレビを置いて流すようにしたらどうでしょうか。その点お伺いします。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） 貴重な御意見ありがとうございます。そのような方たちも含めまして、竹細工資料館のそういったPRといたしますか、やり方をまた積極的に検討していきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第2、議案第54号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 賛成多数であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第55号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第3、議案第55号令和6年度日之影町一般会計補正予算（第6号）を議題とし、これから質疑を行います。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） それでは、21ページの総務費、ケーブルネットワーク運用管理費の中から、委託料の中から新規引込み業務委託料30万円と上がっておりますが、この新規引込み業務というのは、これは個人宅ですか、それとも事業者ですか、お伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） お答えいたします。

この新規引込み3件ございますが、個人の住宅が1件、集会施設が1か所と事業者が1件でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 個人、事業者それぞれ1件と、あと集会所ということで、集会所についてはどのような要望があって引込みをされたのかお伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） 集会所につきましては、もともとそこの公民館のほうに引込みをしていたんですけども、その集落の方々の利用といいますか、公民館のほうの利用をするのではなく、集落の中心部にちょっと集まる寄り合い的なものを、屋根つきのそういったものを造られたということで、もともと公民館にあったものをそこの新しい屋根つきの寄り合いの場所に移設したというところでございます。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 小谷幸治君。

○議員（8番 小谷 幸治君） 同じページの中に、その上に諸費の中で負担金及び交付金の防犯灯設置補助金の8万増についての説明をお願いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） ただいまの防犯等設置補助金の内容でございます。今回補正させていただきますのは、町内の集落のほうからございました要望に基づくものでございます。

まず、楠原集落が1基、大迫住宅が3基、共に既存の照明をLED化に転換するという内容でございました。区分の中に既存の防犯等をLED化に分類されるということで、その上限額を予算化させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 小谷幸治君。

○議員（8番 小谷 幸治君） 4基分ということではありますが、この4基分を合わせて今年度助成する防犯灯の数と、LEDによる申請数について手元に資料があればお願いをいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） 本年度の防犯灯4基ただいま説明した分のほかに、ちょっと手持ちのほうにございませんので、一般質問の中で幾分か町内の27年度以降の取組を御説明させていただきましたが、そういった要望が非常に高くなっておるという状況に変わりはありません。引き続きこの制度をしっかりと告知をして、有効利用いただけるよう進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 小谷幸治君。

○議員（8番 小谷 幸治君） 今までのその10月に翌年の申請の取りまとめをしていると思うんですけども、今年度と来年度のそういう申請の中身の中、そのLEDの交換とか、その関連するような申請がどのようなパーセントで出てきていますか。それは蛍光灯があと9年度からもうなくなるというか、何年かは在庫やらで対応できると思うんですけども、その辺のところをちょっと教えてください。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

現在、この制度の中身につきましては、照明器具は全てLED化ということで基準にしておりますので、それを対象として要望いただいている分でございます。

一昨年の実績よりも本年度10月の調査の段階では、現在予算のほうを調整しておりますが、やっぱり増加傾向にあるということでございますので、先ほども申しましたが、こういった内容をしっかり周知をして、地域の防犯対策、安全なまちづくり、地域づくりのほうにつなげていくということに変わりはございません。ありがとうございます。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） 同ページの先ほどの委託料ですね、ケーブルネットワーク等の引込み及びその上にあります支障木の伐採委託料169万円、この委託の相手方と、これは対象となった支障木の地域エリアですね、そこ。それから、この新規引込みが3件ほどという説明でありましたが、個人と集会施設と事業者と、ちょうど金額的にも30万というふうな計上をされているんですけども、この内訳をお聞かせください。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長。

○総務課長（工藤 富士君） まず、委託料の中の支障木等伐採委託料につきましては、契約相手方は西白杵森林組合日之影支所でございます。ケーブルに倒木等が差し掛かっている場合とかは、このような形で支障木伐採委託料という形で支出をし、伐採のほうをお願いしております。

地区につきましては、松の木地区ですかね、乙草、上栃の木、それと見立、諸和久と七折、徳富でございます。

こちらにつきましては169万円という形で上げておりますが、少し予備分をやはり見ておかないと、次の補正までにまた支出が間に合わないということもございますので、そこも含めて169万という金額でございます。

それと、新規引込みの委託ですけれども、個人引込分が7万8,000円、集会所への引込み引き直しですね、こちらが10万1,000円と、事業所への引込み4万円と、やはり同じく引込みの予備という形で見ております8万円見ております。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかありませんか。高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） 19ページのこれも企画費の委託料の再生可能エネルギー導入目標等策定業務委託料が、これ減額にはなっているんですが、この減額の理由をお聞かせください。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） お答えいたします。

19ページの再生可能エネルギー導入目標等策定委託業務につきましては、日之影町と包括連携協定を結んでおります民間事業所さんのほうに委託をしております、太陽光発電の導入ポテンシャル調査業務、それと地球温暖化対策実行計画の事務事業編の策定、こちらについての委託業務でございます。

当初予算では1,110万円という形で事業費が上がっておりました。これにつきましては、歳入の17ページにございますが、上から2段目の二酸化炭素排出抑制対策事業補助金という750万が、この再生可能エネルギー導入目標等策定業務委託料のほうに充当されております。

この17ページにあります二酸化炭素排出抑制対策事業につきましては、補助率4分の3でございますが、上限800万円というふうに決まっております。

当初予算、先ほど19ページにあります業務委託料は、1,110万という形で上げておりましたので、何とかこの補助金の800万の枠内といいますか、4分の3の枠内に収まるよう再度事業者さんのほうに精査をして、見直しをしていただきまして、110万円が下がったということで、事業費としまして委託料は1,000万と。そのうちの4分の3の750万がマックスでついたということで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） 二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金が750万入ったということで、提案理由の説明の中で、二酸化炭素排出抑制対策事業補助金等で1,099万8,000円の追加というのが提案理由の説明であったんですが、諸収入がほかにも何かあるということでしょうか。

○議長（甲斐 睦彦君） 高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） これ初日に提案された提案理由書の中で、諸収入は二酸化炭素抑制対策事業費補助金等ととなっているので、今の以外にあるのかなと。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） ただいまの御質問にお答えさせていただきますが、その表現は代表的な表現ということでさせていただいております、14ページの諸収入、款の雑入部分の積み上げたものが全額と、詳細の内訳ということでございます。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 関連ですが、その調査をいたして本町の太陽光のポテンシャル、これはどうだったのかお伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） お答えをいたします。

今年度太陽光発電の導入ポテンシャル、可能性調査ですけれども、町内の公共施設20施設を調査いたしております。10月下旬から11月上旬にかけて事業者様が調査をしておりますが、そのうち太陽光発電の可能性があるというふうな回答のあった施設は8施設でございます。もう太陽光をちょっと載せることができないとか、ちょっと、工事するには難しいとか、そういったものが8施設でございます。後は、その他の条件としてもしかしたらできるかもしれないとか、詳細にまた調査をしていくと可能性があるかもしれないと言っていたのが4施設でございます。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） よろしいですか。ほかありませんか。河野學君。

○議員（6番 河野 學君） 31ページの畜舎等整備事業補助金、これの説明をお願いします。

○議長（甲斐 睦彦君） 農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） それではお答えします。

畜舎等整備事業41万6,000円の増額についてでございます。令和6年度、今年度は畜舎等整備事業で2件の畜舎の改築と、施設舗装を予定しております。

その中で、生コン代などの資材の高騰と一部事業料の変更が生じたため、今回41万6,000円を補正するものでございます。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 河野學君。

○議員（6番 河野 學君） この子牛価格が低迷している中にですね、畜舎整備をしてまたやる気のある人がいるんだなと非常に喜んでいただいているところですが、牛が管理しやすいように十分に指導もやっていただいて、頑張ってもらうように伝えてください。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） 農林振興課としましても、畜産農家さんの意見をお伺いしながら、少しでもお役に立てるようなお仕事ができるように鋭意努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） よろしいですか。ほかありませんか。高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） 同じページの31ページですが、農業法人事業費の会計年度任用職員報酬、こちらの減額についてお伺いしたいと思います。

○議長（甲斐 睦彦君） 農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） 会計年度任用職員の減額につきましては、アグリファームでそ

の仕事を担当していただきました地域おこし協力隊の方の退任に伴う減額でございます。

その退任に伴います減額のそれぞれ報酬から、次のページにございますが、共済費、費用弁償等が一連の減額の内容となっております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） 地域おこし協力隊の方の退任ということですが、途中退任か任期満了での退任かお伺いしたいと思います。

○議長（甲斐 睦彦君） 農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） 今回、減額の対象とさせていただいております地域おこし協力隊の方につきましては、任期満了を待たずに途中での退任ということになっております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） よろしければ、その退任された理由が、途中で退任されるとよっぽどかなと思ったので、その理由があればお伺いしたいと思います。

○議長（甲斐 睦彦君） 農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） この地域おこし協力隊の方からの退職届等では、一応一身上の都合ということで書かれておりますが、今回この退任に当たっては、アグリファーム内のほかの職員とも、様々な手段で慰留に務めたところでございますが、残念ながら退任ということになった次第でございます。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 33ページの林道費についてお伺いいたします。

全協で御説明いただいたんですけれども、この林道費の工事請負費1,300万円の説明をもう一度お願いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 建設課長。

○建設課長（春田 直人君） これにつきましては、先ほどの全員協議会のほうでも御説明をさせていただきましたが、林道宇目須木線は、林業だけではなく生活にも密着している公共性の高い林道であります。10月の通学路点検等で道路の草が伸びて通学に支障がある、また危険性が高いという御意見がありまして、その通学路点検の中で検討した中、防草モルタルをするということで、今回提案をさせていただいたものになります。

場所につきましては、前回地図等でお示しさせていただいておりますので、またそちらのほうで御確認をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 全協のほうで趣旨など説明いただいたんですけども、これ日之影町が令和元年から森林環境譲与税の用途を公開されていますよね、ホームページで。そこで、そこに載せる説明、今までとまた違った森林環境譲与税の用途なので、どのように公開するのか伺いたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） お答えします。

森林環境譲与税につきましては、森林環境譲与税の用途につきましては、毎年9月に本町のホームページに、その用途を公表しております。その中で、これまで森林環境譲与税を財源として行ってきました林道等強靱化事業、大規模林道のこの役場周辺から大人にかかるまでの林道に立木伐採等の事業を行ってまいりましたけれども、その林道等強靱化事業の一環として計上を今後もしていくというところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） よろしいですか、ほかありませんか。小川輝久君。

○議員（3番 小川 輝久君） それでは、37ページのですね、教育費の中の事務局費で、スクールバス運行委託料50万が計上されておりますが、内訳をお願いします。

○議長（甲斐 睦彦君） 教育次長。

○教育委員会教育次長（平川 浩二君） スクールバス運行委託料につきましては、当初から臨時便、定期便というか、通常使うスクールバスの通学に関するもの以外にですね、校外学習等に行う臨時便というので使用をさせていただき、委託をしているところです。

その臨時便につきましては、当初いただいております予算から執行しておりますけれど、今後見込みがあります公費塾の送迎、また遠足、職場体験等の利用を今後見込みますと不足が生じておりますので、その分の差額50万円を今回補正させていただこうということで提案させていただいております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。一水輝明君。

○議員（5番 一水 輝明君） 同じく維持費で2点ほど伺いたしたいんですが、住宅管理費の修繕料ですね、66万、それと小学校の備員購入費につきまして、それぞれ説明をお願いしたい。

○議長（甲斐 睦彦君） 建設課長。

○建設課長（春田 直人君） ただいま御質問のありました住宅費の修繕料についての御説明をさせていただきます。

現在、4月からですね、約35件の町営住宅関係の修繕等が発生しております、主なものとしましては雨漏り等の修繕、それからボイラーの取替えといったものが大きなものとなっております。

この66万円の中には、実際行った分だけではなくて、これから3月までの分の修繕の部分も含めて計上させていただいております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 教育次長。

○教育委員会教育次長（平川 浩二君） 私のほうからは、小学校の学校管理費、備品購入費につきまして説明させていただきます。

こちらにつきましては、以前より御提案いただいておりました学校におけます防犯カメラの設置事業となります。3校で1台ずつ設置をするということで、今回計上させていただいております。

以上となります。

○議長（甲斐 睦彦君） 教育次長。

○教育委員会教育次長（平川 浩二君） 申し訳ありません。3校それぞれ1台ずつということで、はい、お願いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） それでは、今の関連をさせていただきたいというふうに思いますけれども、まず住宅の修繕関係については、もちろんこれは補正予算でありますので、来年度の年度末までの予算の計上を、不足分を上げているということだろうと思いますが、66万円の算定根拠をお聞かせください。

それと、今学校の防犯カメラ、それぞれ各学校1台ずつということでありましたけれども、これは単純に金額は、おおむね割る3ということでもいいんですか。この金額ベースですね、1台当たり。ちょっとプラスアルファ見ておるんだろうと思いますけれども、その2点についてお聞かせください。

○議長（甲斐 睦彦君） 建設課長。

○建設課長（春田 直人君） まず、住宅の修繕料についての内訳であります。先ほど申しましたように、既に修繕を行っている分が35件ございます。それにつきましては、一つずつちょっと申し上げるにはかなり細かい話になってまいりますので、35件、先ほども言いましたように大きなものとしては、崎の原住宅における雨漏りの修繕、これが6件ですね。それから、同様に上下顔住宅の雨漏り修繕、こういったものが大きなものとなっております。

また、入居者、退居者が出た場合の入れ替わりの段階での修繕というのが必要になってまいり

ます。個人の責任になった分については個人負担をしていただきますが、それ以外の老朽化、劣化による修繕等につきましては、管理者である町で行っておりますので、そういった部分で平底住宅の入れ替わりの分、大迫住宅の入れ替わりの分等の修繕費用というのが大きなものとなっております。

また、先ほど話しましたボイラーというのが上下顔のほうでボイラーの故障ということで、入れ替えを行っている部分となっております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 教育次長。

○教育委員会教育次長（平川 浩二君） 小学校におけます防犯カメラについての説明は、私のほうからさせていただきたいと思います。

設置を予定しております防犯カメラにつきましては、それぞれ同じ機種になりますが、設置する場所においてコンセント工事等が発生いたします。その部分の工事費が多少違いますので、全て均一ではありませんで、それぞれの工事箇所、工事場所を見込みを立てまして、見積りをいただいております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） この住宅関係につきましては、崎の原住宅が6件というようなことでした、今の答弁では、これ一遍に雨漏りが、ほぼこの6件ともが全て雨漏りということで理解していいんですかね。

○議長（甲斐 睦彦君） 建設課長。

○建設課長（春田 直人君） 崎の原住宅の雨漏り修繕というのは、まずその原因となったのは、令和4年災の段階の台風による被害で雨漏りが生じたということで、その当時、まず雨漏りの対策をしなければいけないということで、早急に修繕を当時行っております。

ただ、予算の関係上等や、そういった大工さん等の都合等もありまして、室内のほうのしみてきた部分の天井、壁等の修繕というのは後回しになっていたということで、今回その部分の修繕をするということで、入居者とも約束がしてありましたので、その分が上がってきたものということになっております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかありませんか。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） それでは、43ページの諸支出金の基金費、日之影町森林環境譲与税基金費の減額についてお伺いいたします。

まず、減額理由をお伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

当初、6,600万円ほどの交付を見込んでおりました、事業充当後、2,232万2,000円ほどの基金積立てを予定しておりました。

先ほど補正の中にもございましたが、各種事業に新たに充当するというので、以後、7,590万円の交付決定を受けまして、確定充当額が1,275万1,000円ということになりましたので、基金のほうへ積み立てます。

よって、この事業調整の中で減額が生じたので、今回減額補正をさせていただくというところでございます。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） なぜこれを聞いたかというところ、基金への森林環境譲与税の基金の積立ての中に使途、大体何に使うかというところに、森林管理経営事業費への今後増加してくるための積立てが考えられるという文言が入っていたんですけど、町内森林所有者の方に、やっぱりこの森林管理経営事業へのちょっと要望が多いのではないかなという背景があります。

これは、大体今までこの森林管理経営事業費へ、この森林環境譲与税を使われた経緯などはありますか。

○議長（甲斐 睦彦君） 農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） お答えします。

これまで森林経営管理制度にのっとり、事業を数件行っております。この森林経営管理制度につきましては、それぞれの所有者が自分で管理できない山林について、その山林を実際に経済性があるかどうかをしっかりと確認しまして、経済性が見込めないというものについては、本町でその山林、森林の経営を本町で賄ったり、もしくは町内の事業者さんと契約を結んで、その作業計画にのっとり経営を管理していただくというものでございます。

これまで町内で数件の、すいませんが詳細な件数までちょっと資料を今手元にございませぬけれども、数件の実績がございます。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 私が見た限りでは、見立と七折であったかなと思うんですけども、一番重要なのは、この要望が上がってくることに對して、町が応えられているかどうか、今後も応えていくのに、この積立金額があとどのくらい必要なのか、想定はできないんですけど、大体そのようなことを再度お伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） お答えします。

この森林経営管理制度につきましては、本町の取組の方針はですね、町内のまとまった森林で過去数年、そういった森林での作業がされていないまとまった森林を、農林振興課のほうで調査しまして、それをそのまとまった森林の多いところから順次、その森林所有者等に意向を確認して、そういった経営管理制度として町に任せていただけるかというのを確認した上で、今そういった作業に取り組んでおると、事業に取り組んでおるということでございます。

毎年、その対象となる地区を、今、町内5つの大字に分かれてありますけれども、その大字ごとに巡回しながら、その対象箇所をピックアップして意向調査をやっているというところでございまして、それに、意向調査をしていない飛び込みの森林所有者等もたまにいらっしゃいますけれども、そういったものにも、職員のほうで今対応をできているというところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） お諮りしたいと思いますが、おおむね1時間たちましたので、暫時休憩したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） はい。それでは、11時15分より再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

午前11時05分休憩

.....

午前11時14分再開

○議長（甲斐 睦彦君） それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

一水輝明君。

○議員（5番 一水 輝明君） それでは、15ページの不動産売払い収入、それから物品売払い収入について御説明をお願いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず1点目、不動産売払い収入につきましては、日之影町土地改良区からの要望を踏まえまして、事務所の敷地内に日之影町の名義が残っていたため、5筆の売買を行ったものでございます。

具体的に大規模林道沿いと部品側の一部が名義のまま残っていたというのがございまして、それに伴います売買を行わせていただきました。土地改良区からの要望を踏まえたものでございます。

次に、物品売払い収入につきましては、中央研修館・観光協会等が所有しておりました備品、水槽庫、テーブルなどを購買会にかけまして、約99点の備品を個人、団体のほうに販売させて

いただきましたが、14万7,000円の収益がございましたので計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 一水輝明君。

○議員（5番 一水 輝明君） その土地改良区の売払いは、面積にしたらどのくらいか分かりますか。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） 地目等で山林になっていた分が121.64平米、地目、畑になっておりましたものが773平米でございます。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 関連はありませんか。次に質問、小谷幸治君。

○議員（8番 小谷 幸治君） それでは、26ページから27ページにかけて、母子保健事業費の中で補助金でひのかげベビー応援金、妊娠・出産ギフト金が15万と50万、65万の増になっておりますが、この補助金等については、町民から大変喜ばれている、とても充実している子育て支援制度でありますので、その内容について説明をお願いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 保健センター所長。

○保健センター所長（甲斐 康弘君） それでは、ベビー応援金、妊娠・出産応援ギフトの説明をさせていただきます。

まず、ひのかげベビー応援金でございます。こちら町内で出生届を出された方になりますけれども、生まれてくるお子さん、出生届が出た時点で3万円を現金として支給するものでございます。予算上で15人の当初予算を計上させていただきましたが、現在直近の数字で、15人既に出生の見込みということで、数字をつかんでおります。今後のことを考えまして、さらに5人分追加した予算といたしまして、15万円を計上させていただくものでございます。

また、妊娠・出産応援ギフト、こちらは国の事業を活用いたしまして、こちら現金給付を行うものでございます。妊娠届時に5万円、出産したらまた再度5万円支払うものでございますが、こちらにつきましても、5人分ということで、10万円の50万円分計上させていただくものでございます。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 関連はありませんか。ほかにありませんか。小川輝久君。

○議員（3番 小川 輝久君） それでは、39ページの中学校の教育費の中で、県大会補助金、派遣補助金が23万9,000円計上されておりますが、この内訳をお願いします。

○議長（甲斐 睦彦君） 教育次長。

○教育委員会教育次長（平川 浩二君） 今回の県大会と派遣費補助金につきましては、夏の中体連等の出場によりまして、現在支出済額が23万4,000円ほどございます。秋季、秋の大会におきましてソフトテニス、野球、陸上と駅伝大会、また吹奏楽部が12月に県のアンサンブルコンテストに出場する関係で、資金が不足しておりますので、その分の不足分として23万9,000円計上させていただいております。

以上となります。

○議長（甲斐 睦彦君） 小川輝久君。

○議員（3番 小川 輝久君） 内訳は分かりましたが、なぜ質問をしたかと言いますと、県の中学校駅伝大会、これに出場した父兄の皆さんからの声で、個人負担で行ってきましてというようなことを聞いたもんじゃから、それはせっかく選手に選ばれて行ったとなら、それはおかしいよねという話をしたんですが、そういったことに対する補助金ということで理解していいですか。

○議長（甲斐 睦彦君） 教育次長。

○教育委員会教育次長（平川 浩二君） その補助金を今回計上させていただいておりますが、父兄の皆様にはこの出場に当たって負担をいただいておりますので、遅れて申し訳ない気持ちではありますが、今回計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 関連ありませんか。ほかにありませんか。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 34、35の商工費の2番、観光費の委託料288万円について説明をお願いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） 観光費の施設管理委託料につきましては、村おこし総合産業株式会社に対する委託料でございます。村おこし総合産業株式会社が町内の観光施設指定管理制度を利用して、管理を委託しておりますけれども、その分の委託料の増になるんですが、最低賃金の引上げによりまして、55円引き上がったということは御承知と申しますけれども、今回村おこし総合産業の引上げが60円という形で引き上げをしております。

900円だったものが960円ということで、そこでそれを計算したところの288万という形で計上させていただいておりますが、これから3月までの経営の見通し等々をしていく中で、やはり10月につきましても非常に雨が多かったせいとか、ちょっと来客の伸びが鈍ったということも伺っておりましたので、今回この人件費の部分での提案金額となっておりますけれども、3月の時点でもし不足分がちょっとかなり生じる形で、一遍に補正するのも懸命なやり方ではないかなというふうに思っております。

ですので、今回12月補正で人件費の高騰によるものという形で、金額のほうを補正させてい

ただいているところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 関連はありませんか。高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） 関連をさせていただきますが、主に人件費の最低賃金上げということで理解したいと思いますが、実際の経営状況ですよ、やっぱり全然追いつかないということですか。通常の売上げと材料費とかずっと引いていったときに、全く追いつかないから、町で補正をしないと追いつかないということで理解してよろしいですか。

○議長（甲斐 睦彦君） 町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） 私のほうで、私が社長をしておりますので、一応お答えをしたいというふうに思います。

一般質問でしたか、入込み数とか大分伸びておりますし、売上げ自体も上がってきておるわけでありまして。ただ、10月については、今課長が説明したとおり、雨の関係で若干落ちた。ただ、11月については、昨年同等ぐらいにはなったということでありまして。

そういうことで、今、高館議員がおっしゃったように、そういった収入については、仕入れ価格の高騰、やはりそれが大きい。電気料、あるいはあそこで使う小さいことを言えば割り箸、あとそういったプラスチック類とか、そういうものが大きいのは道の駅と温泉駅ということで、そういったものを充当しております。

まずはそちらのほうは充当しておりますけれども、やはり今回こういう形をお願いしておるのは、やはり人件費、最低賃金の形で若干苦しくなっておるということで、お願いをしたところでありまして。

今後の見通しにつきましては、10月の数値を見ますれば、これどういうふうになるのかなど不安でありましたけれども、11月盛り直しておりますので、今後3月まで去年並みの推移でいけば、何とか決算もできると、追加しなくて大丈夫というような形までには、推計はしているところでございます。

節電等につきましても、それぞれの部門の店長等を含めて、頑張っているようでありますので、温泉駅については100円上げていただいて、しかしその150円分は町のほうにまた戻すということでありまして、人件費のアップ分が一番影響しているわけでありましてけれども、今後も課長と月1回定例会議もありますし、課長等と私と副町長との協議もしながら経営には努めておりますので、今後ともまた収支改善といいますか、あそこに収めていただく手数料を上げるという形は取りたくないという形でありまして、農家の人、あるいは日之影町内の方が収めておられる手数料等はもう上げなくて、何とかやっていきたいということでありまして、今後も経営改善というか、経営努力をしながら、大きな働く雇用の場でもありますので、やっていきたいとい

うことで考えているところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） 物価高の話が出ましたが、価格転嫁はうまくいっているんですか。価格転嫁がうまくいっていれば、おのずとその分売上げは上がると思うんですよ。減ったとしても、恐らく売上げはそこまで変わらないような気がするんですけど、そこが一番気になったところで、農産、納品をされている方々も、価格転嫁が今の話ではできているのかなというのがちょっと気になったところなんです。価格転嫁ができていれば、手数料は変更せんでもいいわけじゃないですか。ちゃんと適正に上げられていけば上げていただいて、その分手数料の割合というのは変えなくていいので、そこがちょっとできていっているのかどうか気になったのですが、いかがでしょうか。

○議長（甲斐 睦彦君） 町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） 専門的な知見でありありがとうございます。レストラン等につきましては若干上げて、メニューの価格を上げております。ただ、野菜類とか農家さんから収めておられるもの、あるいは加工品、そういったものに今の状況に合わせた価格転嫁が行われているかというのは十分把握しておりませんので、ただ、今おっしゃったこと非常に当然のことだなというふうに思いますので、改めてまた、だからこうだ、どこまで上げればいいという形はちょっと難しいかもしれませんが、そういったことを踏まえてまた対応も考えていきたいというふうに思っています。

○議長（甲斐 睦彦君） 関連はありますか。甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） この委託料の288万円の今るる、担当課なり町長なり説明はありました。そこでお尋ねしたいのは、この人件費ですね。人件費が当然上がりますので、それはよく理解はするんですけども、この288万円の総額からして、総額から人件費、今回は60円と、960円になるわけですけども、何%になりますか。担当課の課長としては、はじけば大体分かるんだろうと思いますけれども、おおむね何%ぐらいでしょうか。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） 答弁が遅くなり申し訳ございません。当初の委託料の約4%になります。

○議長（甲斐 睦彦君） 関連はありますか。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 関連です。なかなか10月の雨もありまして、経営も厳しいということで、人件費の補正ということなんですけれども、私が道の駅などをよく通りますと、やっぱり土日は駐車場が満杯になっていることが昨今多いと、土日祝日は。この駐車場整備もしでき

なければ、どこかで価格転嫁だけでは頭打ちになるかなと思うんですけど、私が議員になる前にあったんですけど、これ当初に駐車場整備の計画等があったんでしょうか。拡大ですね。

○議長（甲斐 睦彦君） 副町長。

○副町長（甲斐 敏弘君） 駐車場の整備については、今道の駅をリニューアルする際に、台数とか、を拾って、最大限今ある敷地で持っていけるところで、今、駐車場をしているところでございます。

久保議員がおっしゃるとおり、もっと駐車場が広いと、もっと人が入るのにというのは常々思っているところでございます。

ちょっと先のことなんですけど、いろいろ検討はしてみたところなんです。もし張り出して、ちょっと言えばスラブみたいな感じにして、町道の上に屋根をかけたような形で造ったらどうなるかとか、あと盛り土をしたらどうなるだろうとか、今いろいろちょっと検討はしている段階でございます。

ただ、ざっくりの金額ですけど、スラブを張り出したときに約2億から3億事業費が必要だということでございます。当然、財源的なものも必要でございますし、ただ、今度は逆側のいわゆる国道の反対側の用地を買って、そこを駐車場に、第二駐車場みたいな形にしてはどうだろうかと思ったんですけども、そうするとまた道路を渡る、安全性の確保等々、またその用地の取得が可能なのかとか、そういう問題もございます。

正直、今のところちょっといろんな方面で検討はしているところでございます。ただ、検討はしておりますが、事業費等も絡みますので、そのところを精査を今させてもらっているところでございます。今の状況ではそういうところでございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） なかなか事業費がかかるということで、それでも駐車場に悩んでおられる事業者さんが、駐車場に悩んでおられるということで、何か言い案はないかなと私考えていたんですけど、トンネルの、あれ何トンネルでしたっけ、トンネルの前の町有地の駐車場を橋を渡って、あそこを何とか利用できないかなと。観光に来られる方は、どの道橋を渡られる方が多いので、その辺をうまく活用できないかなと思いましたが、その点についてお伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 副町長。

○副町長（甲斐 敏弘君） 橋の対岸の駐車場となりますと、今道の駅で昼あたりほとんど満車状態でございますが、今利用されている方はほとんど食事の方が多いような状況でございます。その食事をされる方が、果たして橋の反対側に止まって、食事のためだけに来るのかという問題もございますし、ちょっとそこはまた誘導の仕方もあるかと思いますが、ちょっとそこはまた

それも含めてですね、検討させていただければと思っている。

○議長（甲斐 睦彦君） 関連はありませんか。ほかにありませんか。高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） すいません、1点質問させていただきます。

ちょっと待ってください、ページ数を。25ページの障がい者福祉費、ここで障がい者住宅改造助成事業補助金と出ていますが、これ何件助成対象になったのか、またその助成補助金とありますので、割合がどのくらいの割合で支給されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（甲斐 睦彦君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） ただいまの質問についてお答えをいたします。

今回補正予算に計上させていただいております障がい者住宅改造助成事業補助金につきましては、当初予算計上ございましたが、今回1名の方から御要望等上がりまして、予算化させていただいているところでございます。

内容につきましては、自宅のスロープの設置と、自宅の外から中に入るまでのひさしの工事、合わせまして27万1,000円の事業費でございまして、本人の自己負担割合を引きまして、今回24万4,000円ということで予算を計上させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 関連ありませんか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第3、議案第55号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第56号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第4、議案第56号令和6年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第4、議案第56号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第57号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第5、議案第57号令和6年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第5、議案第57号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第58号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第6、議案第58号令和6年度日之影町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とし、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第6、議案第58号について、原案のとおり決することに賛成の諸

君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第59号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第7、議案第59号令和6年度日之影町簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題とし、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第7、議案第59号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第60号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第8、議案第60号令和6年度日之影町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）を議題とし、これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第8、議案第60号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第61号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第9、議案第61号日之影町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第61号日之影町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

令和6年8月8日の人事院勧告に伴い、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が11月29日に閣議決定しましたので、国家公務員に準じて措置するものであります。

改正の内容は、初任給及び若年層に特に重点を置きつつ、給与月額の上上げ、一般職員の期末手当と勤勉手当の支給月数を0.05月、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当と勤勉手当の支給月数を0.025月上げ上げるもので、令和6年4月1日に遡及して適用するものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） それでは、質問させていただきたいというふうに思います。

今回の条例の一部を改正ということでございまして、これは非常に職員のモチベーションアップになるのかどうかは定かじゃありませんが、前向きな気持ちになれるのは少しでもあれば大変いいことだなというふうに思います。

これは私一般質問で申したところでありましたが、その本町のラスですね、県内では7番目と、町村では7番目ということで平均を上回っていいことではあります。数年前に比較したら、上がってきたのは非常にいいことだというふうに思いますけれども、高千穂、五ヶ瀬と比べたら1ポイント以上差はついているんですね。

冒頭、一般質問で質問したように、このラスの違いが1ポイント以上の差が、10年スパンで考えたときに生涯所得金額を含めてざっくり計算はされた経緯なり、記憶なりございますか。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） はい、ラスパイレスの中でその1ポイントという中の生涯の差額というのは、ちょっと整理まだしておりません。ただ、総務課の協議の中では、やっぱり何百万単位の差はあるんだろうということが出ておりますが、申し訳ありませんが細かい数字は出してお

りません。

ただ、それで職員の何と言いますか、やる気とか、そういうのにつながるような雰囲気はございません。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） そのなかなか算出基準が難しい部分はあるんだろうと思うんですけども、例えば40代なら40代、30代なら30代、5歳ポイントずつあれはあるんだろうと思っていまして、30代、40代ぐらいの10年スパンぐらいで計算を一回してみるといいのかなと思うんですよね。

もちろん、そのことが職員のモチベーションがどうのこうのというよりは、一般質問でも言いますように、例えば公務員採用試験を考えたときに、じゃあ本町よりはポイントの高い高千穂の、——高千穂が一番高いですよね、西臼杵では。その次が五ヶ瀬という順番です。やっぱりそういう選択肢になっていただいた場合、ちょっと寂しい思いもしておりますので、それが一つと、そしてやっぱり西臼杵では一番本町広いわけでありましてけれども、数限りないイベント、それからいろんな祭り、これは一番若い職員を筆頭に当然頑張っていただいておりますので、そこら辺は十分加味をしていくということも重要なのかなというふうに思っております。

この条例に対して私は大賛成ではありますけれども、あえてそういうことも視野に入れた計算を出してみるのもいいんじゃないかという提案でありますので、よろしく願いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） はい、ありがとうございます。それぞれ地域の、自治体の実情もあるろうかと思いますが、そういった評価いただけている分については、しっかり職員のほうも受け止めて、今後こういった形で条例改正いただくことになれば、さらにそういった意識も含めて私の立場にできる助言、サポート、そういった意見交換の場ではしっかりおつなぎしていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第9、議案第61号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 睦彦君） 賛成多数であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第62号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第10、議案第62号町長、副町長及び教育長給与条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 議案第62号町長、副町長及び教育長給与条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

令和6年8月8日の人事院勧告に伴い、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が11月29日に閣議決定しましたので、国家公務員に準じて措置するものであります。

今回の改正は、国家公務員の特別職に準じて、町長、副町長及び教育長に係る期末手当の支給月数を0.05月引き上げるもので、期末手当の基準日となる令和6年12月1日に遡及して適用するものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

[町長降壇]

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） それでは、62号について質問させていただきたいというふうに思います。

これもさきの一般質問で関連がございますので、さらに町長にお尋ねしたいというふうに思いますが、本町の行政三役の給与につきましては、20年間も据え置きのままというのが実情であります。加えて答弁書にもありますように、17町村では15番目と、常に最下位のほうに位置づけをしていると。これは町長も副町長もですね。教育長もそれに続く13番目というふうなことでありました。

そういう中で、次63号も関連はありますけれども、議会のほうも当然議会も県平均では平均以下と、郡内では最下位という位置づけであります。

職員のラスも県内では平均より上ですけれども、郡内では一番最低という状況であります。

私はえらいこだわるようではあります、これだけの面積の中に103名の職員、そして三役、そして給与は20年据え置き、議員に至っても8名という県内では一番議員数も少ないような町

であります、これはもうやっぱり町長、一般質問の答弁で三役の給与等については、据え置きをしたいというふうなお考えを示されたところでありましたけれども、今回の人事院勧告制度によるベースアップというのは、そりゃ状況が2年前ではありませんで、私は大賛成の立場で今質問はしておりますが、今後はやっぱり軌道修正をされてですね、やっぱり三役の給与ももう少し上げていかないとですよ、ちょっとあまり低過ぎるんじゃないかと。逆に何か寂しい思いを私はしているんですよ。

厳しいことは言いますが、たまに優しいことも言うわけでありますので、そこらあたりのめり張りはやっぱりしっかりそれだけ仕事はしているんじゃないかなと思うんですよ、うちは。よその町には負けないぐらいの。だから、そういうプライドと誇りはしっかり示していてもいいんじゃないですか。町長、再度所見をお聞かせください。

○議長（甲斐 睦彦君） 答弁を求めます。町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） お答えいたします。

大変なんかこそばゆいというか、よく見ていただいてありがたいなというふうに思います。

おっしゃったように、私たち職員はどこの町にも負けない、市町村にも負けないぐらいやっておるというふうに自負をしておりますので、この人勧制度については、ぜひ職員の分はどんなことがあっても通していただきたいという思いでしております。

たまに休みの日に来ますと、残業して仕事しております。もう申し訳ないなと思いつつながら、頑張つてなと言うと、「ああ、大丈夫ですよ」という言葉を返してくれます。本当にありがたいなというふうに思います。

そういう中で、先ほど承認もしていただきました職員についてはですね。今回は特別職三役についても、人事院勧告制度の中で国に準じた形で対応するというごお願いをしておりますので、このことについても御理解いただきたいというふうに思います。

別途の現在町長、副町長、教育長の我々の報酬につきましては、今甲斐議員がおっしゃったとおりの状況でございます。そういう20年間のいきさつについては、やはりその当時の状況とか議会の皆さんとの流れの中でこのような形になってきていて、また特別職報酬審議会の答申等を踏まえてこういう形になってきているんだなというふうに思っているところであります。

他の自治体のお話を聞くと、やはり市、それぞれの町村による状況も違いますし、片や都市部の市と隣り合わせとか、都市部であればやはり町長、あるいは町議会議員の皆さん方との市議会議員の皆さん方との関連とか、そういうもろもろもあるようであります。

だから、この今現在の我々三役の給与が、これが妥当なのかどうかというのは、なかなか私からは言いにくいわけでありますけれども、今一般質問の答弁でもたしか言ったかと思っておりますけれども、現在は考えていないというような答弁を私はしたというふうに記憶をいたしております。

というのが、やはり今考えていないのはやはり、一般質問でもありましたように、地方の財政がどうなるのかということも踏まえ、あるいはまた、現在物価高騰等で農林業、商工業、そういった経済状況が今のところやはり顕著でありますので、そういったことの中で今回じゃあ率先して町長がという形には、私はまだそこには行かないのかなというふうに思っておりますので、現在とはというような答弁を入れさせていただいております。

ですから、今甲斐議員がおっしゃったことについては、本当大変ありがたい御意見だろうというふうに思っておりますけども、このことについてはやはり私は慎重といいますか、ちゃんと考えながら進めていかんといかんとかなという思いで、ああいう一般質問の答弁をしたところでありますので、今後またそういったことを踏まえながら研究、検討をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第10、議案第62号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 賛成多数であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。おおむね1時間過ぎましたが、暫時休憩に入りたいと思いますけど、異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） はい、異議なしということで、暫時休憩に入りたいと思います。13時より再開したいと思います。

午後0時01分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（甲斐 睦彦君） それでは、休憩前に引き続き再開します。

.....

日程第11. 議案第63号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第11、議案第63号日之影町議会の議員の議員報酬費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第63号日之影町議会の議員の議員報酬費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

令和6年8月8日の人事院勧告に伴い、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が、11月29日に閣議決定しましたので、国家公務員に準じて措置するものであります。

今回の改正は、国家公務員の特別職に準じて、議員に係る期末手当の支給月数を0.05月引き上げるもので、期末手当の基準日となる令和6年12月1日に遡及して適用するものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） これ0.05%、これ議員1人当たり大体金額はお幾らになるでしょうか、お伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） 0.05月分の利率に伴います差額につきましては、役職によって若干異なりますので申し上げますと、議長職が1万4,650円、副議長職が1万1,100円、委員長職が1万850円、議員でございますが1万600円の率を踏まえた金額となります。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） これはあくまでちょっと個人的なあれなんですけど、今回人事院勧告に伴って議員側の給与の引上げがなりますと、私だったら1万600円ということで、これ私は全て町内消費に回そうと思っております。これ人事院勧告で上がった分を適切に町内で消費していくということで、町内の商工業の発展にもつながるのかなと思いますが、そのところをお伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） 本月でございますが、商工会のほうからもそういった御案内等をいただきまして、各課のほうに商品券の購入の御協力をということで、今周知を済ませております。少しでもそういった形で上がった分については、地元のほうで使用すると、経済の循環をさらに

加速したいという趣旨は、それぞれの職員が持っておるというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第11、議案第63号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 賛成多数であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第64号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第12、議案第64号第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第64号第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

令和6年8月8日の人事院勧告に伴い、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が、11月29日に閣議決定しましたので、国家公務員に準じて措置するものであります。

改正の内容は、初任給及び若年層に特に重点を置きつつ、給与月額を引き上げ、第1号会計年度任用職員に係る期末手当と勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げるもので、令和6年4月1日に遡及して適用するものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） 会計年度任用職員ということですが、第1号と書いてあるんですが、ちょっと勉強不足で申し訳ないんですが、会計年度任用職員はそれぞれまた種類があるんで

しょうか。第1号に限ってか、ほかにもあるのか。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） ただいまの御質問にお答えいたします。

会計年度の1号という区分につきましては、パートタイムの職員でございまして、週35時間、1日につきますと8時30分から16時30分までの勤務という流れでございまして。

第2号の会計年度職員につきましては、フルタイム職員ということで、8時半から5時15分という時間帯でございまして、本町には職員はおりません。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 小谷幸治君。

○議員（8番 小谷 幸治君） 関連して、対象者は何人ほどになるんでしょうか。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） 町役場のほうで管理しておりますが、職員は25名になります。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 関連ですけど、この25名の中に地域おこし協力隊は何名になるんでしょうか。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） 正式な数字とは申し上げられませんが、一応7名というふうに思っております。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかありませんか。高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） 支給日に関しては一般職員と変わらず同日ということよろしいでしょうか。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） はい。12月27日支給日ということで段取りを進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 甲斐徳仁君。

○議員（7番 甲斐 徳仁君） 関連させていただきますが、地域おこし協力隊の7名という数字ですね、これは先ほどのアグリファームの減額補正が出ておりましたけれども、途中で退職されたということですが、それをもってして7名ですかね。6名じゃないんですか。

○議長（甲斐 睦彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（関 雅人君） 総務課長の答弁7名でございましたが、地域振興課に4名、農林振興課に3名でございます。合計7名でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかありませんか。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） こうして地域おこし協力隊は会計年度任用職員で人勤なので、給与の上げ下げがある。でも、これ日之影町だけというわけではないんですけれども、我が国、地域全般に当たってのことなんですけれども、地域おこし協力隊が会計年度任用職員、公務員であるという意識自体が、持たれていないというか、まあ実感していないという方が多いようなんです。そこのところをお伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） ただいまの御質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊につきましては、総務省の管轄する事業でございます、その要項に基づきましてうちのほうで募集をすると、面接をして採用をするという流れでございます。

今御質問のありましたように、そういった身分の周知徹底というものは、辞令交付を済ました後に1時間、もしくは1時間半ほど時間を取りまして、徹底して指導助言には努めているというところでございます、必要に応じておいでいただいて指導するというケースも、今までにもございます。そういった意味では、今御質問の内容については、私どもを含めてしっかり本人のほうにそういった内容をお伝えしているという状況を維持しているということでございます。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第12、議案第64号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 賛成多数であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第65号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第13、議案第65号令和6年度日之影町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 議案第65号令和6年度日之影町一般会計補正予算（第7号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、人事院勧告に伴う人件費であります。

まず、歳入について申し上げます。

地方交付税は、普通交付税で3,000万円の追加。以上、歳入補正を3,000万円の追加とし、歳入総額を62億1,476万5,000円といたします。

次に、歳出について申し上げます。

議会費は、議員期末手当等で28万8,000円の追加。総務費は、職員給料等で1,031万8,000円の追加。民生費は、介護保険特別会計繰出金等で455万2,000円の追加。衛生費は、職員給料等で194万8,000円の追加。農林水産業費は、職員給料等で576万5,000円の追加。商工費は、職員給料等で31万5,000円の追加。土木費は、職員給料等で144万2,000円の追加。消防費は、時間外勤務手当で11万3,000円の追加。教育費は、会計年度任用職員報酬等で479万6,000円の追加。災害復旧費は、時間外勤務手当で5万2,000円の追加。予備費は、51万1,000円の追加。

以上、歳出補正を3,000万円の追加とし、歳出総額を62億1,476万5,000円といたします。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

[町長降壇]

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） 一応確認でもう一度質問させていただきますが、今回の人勧に関する、人事院勧告に伴う人件費は、全て普通交付税の対象でよろしいのでしょうか。

○議長（甲斐 睦彦君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（工藤 富士君） はい。今回の財源につきましては、3,000万を普通交付税の留保金のほうを当てさせていただいております。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 関連はありますか。ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第13、議案第65号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第66号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第14、議案第66号令和6年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第66号令和6年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、人事院勧告に伴う人件費の補正であります。

まず、歳入について申し上げます。

県支出金を35万6,000円、繰入金を56万8,000円それぞれ追加するものであります。

次に、歳出について申し上げます。

総務費を56万8,000円、保険事業費を35万6,000円それぞれ追加し、歳入歳出予算の総額を6億8,167万6,000円とするものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第14、議案第66号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第67号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第15、議案第67号令和6年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第67号令和6年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第4号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、人事院勧告に伴う人件費等の補正が主なもので、保険事業勘定のみ補正であります。

まず、歳入について申し上げます。

保険料は20万9,000円、国庫支出金は34万1,000円、支払基金交付金は1万6,000円、県支出金は17万1,000円、繰入金は130万9,000円それぞれ追加するものであります。

次に、歳出について申し上げます。

総務費を113万8,000円、地域支援事業費を90万8,000円それぞれ追加して、歳入歳出予算の総額を6億7,964万5,000円とするものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第15、議案第67号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されま

した。

日程第16、議案第68号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第16、議案第68号令和6年度日之影町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第68号令和6年度日之影町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、人事院勧告に伴う人件費であります。

まず、収益的収入について申し上げます。

営業外収益は、他会計補助金で55万9,000円を追加するものであります。

次に、支出について申し上げます。

営業費用は、総係費の職員給料等で55万9,000円の追加とし、収益的収入及び支出の予算総額を2,479万5,000円とするものであります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費757万6,000円を813万5,000円とするものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第16、議案第68号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第17. 中央地区活性化特別委員会中間報告

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第17、中央地区活性化特別委員会中間報告を行います。

中央地区活性化特別委員会の調査に付された事件について、委員長の報告をお願いいたします。
中央地区活性化特別委員会委員長、高館英嗣君。

〔中央地区活性化特別委員会委員長登壇〕

○中央地区活性化特別委員会委員長（高館 英嗣君） それでは、中央地区活性化特別委員会中間報告をさせていただきます。

本委員会は、庁舎移転後の跡地活用を審議するために令和5年3月17日に設置され、中央地区活性化協議会にオブザーバーとして参加し、協議会の意見も拝聴しながら、パークデザインとの意見交換、現地調査を行うなど、住民の皆様にとって後方の憂いが無いよう議会として提案を行なってまいりました。

当初の設計では、中央研修館のみならず中央体育館も改築し、体育館の利用拡充を図る予定であったが、通常使用には問題ないが改修に至っては耐震性に疑義があるとのことで、中央体育館の改修については断念したところであります。

また、さきの9月議会では物価高、人件費の煽りを受け補正を組んだことは記憶に新しいことだと思います。

中央研修館改修や独身寮の解体及び周辺の開発においては過疎債が適用されており、令和5年3月議会の予算審議においても賛否が分かれています。本来であれば、庁舎解体は自主財源を用いて行うようにしていたが、周辺の開発も含めるのであれば過疎債の使用が可能であるとのことから、過疎債申請に間に合うように議決したことも、今後議会として反省すべき点でもございます。

物価高、人件費の上昇は予見できたことであり、また、中央体育館の耐震性においては、計画段階から適切に調査を行うべきものであった。改修までを心待ちにしていた中央地区活性化協議会においては、残念な結果になったことがうかがえ、当初の計画を十分に練るべきであったと思われる。

しかしながら、物価高などの影響を受けながらも、おおむね工期内に中央研修館の改修が終わったことに関しては、一定の評価ができます。木目を基調とした改修は、中央地区の景観にマッチしているとともに、芝生広場、遊具も備え付けられ、人々が癒しを求めて集まれる場所にリノベーションできていると思われま。

今後は、未決定テナントの活用状況にも注視し、特別委員会としても情報収集に努め、よりよき提案を行うべく調査を継続していきます。

以上、中間報告といたします。

〔中央地区活性化特別委員会委員長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、中央地区活性化特別委員会中間報告は終わりました。

次に、経済建設常任委員会所管事務調査について、中間報告を行います。

12月3日に調査を実施し、委員長から中間報告が提出されましたので、お手元に報告書を配付しております。

日程第18. 発議第6号

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第18、発議第6号税制改正に伴う地方財源の確保に対する配慮を求める意見書（案）を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。提出者、高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） それでは、趣旨説明を行わせていただきます。

税制改正に伴う地方財源の確保に対する配慮を求める意見書について、趣旨説明を申し上げます。

令和7年度の税制改正に関し、国においては政党間協議の中で、被扶養者の給与所得に係る基礎控除額の見直し、租税特別措置法第89条の施行に関する法整備が検討されております。

これらの内容は、国民にとっては労働者の就業可能時間の増、人手不足の解消のほか、減税による経済効果が期待でき、評価すべき効果も大きい反面、地方においては財源の大幅な減収につながる可能性があります。

財政構造が脆弱である地方にこそ、国からのさらなる支援が必要であるところ、本意見書案は、国に対し、各種税制改正が地方の財政運営に与える影響を十分に考慮し、地方財源の確保に関し、制度面での充実はもとより、地方交付税等の上乗せを検討するなど、各種の減収補填対策を講じることが求めるものであります。

以上、地方自治法第112条及び日之影町議会会議規則第14条第2項の規定により提案いたします。

皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第18、発議第6号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 睦彦君） 起立多数であります。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

日程第19. 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第19、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 睦彦君） 異議なしと認めます。各委員長から申出のとおり、継続調査とすることに決定いたしました。

日程第20. 議員派遣について

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、日程第20、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第129条第1項の規定により、お手元に配付したとおり議員派遣をすることにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（甲斐 睦彦君） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付したとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

令和6年12月3日から10日間の会期をもって開会した令和6年第4回日之影町議会定例会は、本日無事に最終日を迎えることができました。皆様方の御協力に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

令和6年第4回日之影町議会定例会はこれにて閉会します。御苦労さまでした。

午後1時35分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員